

屋外広告物の設置に係る取扱指針

令和4年1月

山形県県土整備部県土利用政策課

《はじめに》

山形県屋外広告物条例では、屋外広告物の設置にあたり、原則屋外広告物を設置できない地域を特別規制地域（２種類）、許可を受ければ設置できる地域を普通規制地域（３種類）とし、それぞれに屋外広告物の種類別に設置基準を設けております。

本指針は、屋外広告物の種類ごとに、規制地域等における具体的な設置基準について解説するものであり、併せて、本県における屋外広告物の適正な設置に関して参考になるよう示すものです。

また、本指針は「屋外広告物のしおり」を補完する目的で作成しておりますので、「屋外広告物のしおり」と併せて確認いただくようお願いいたします。

《目 次》

I 建植広告	・・・・・・・・	P 2 ～ P 4
II 壁面利用広告	・・・・・・・・	P 5 ～ P 7
III 屋上利用広告	・・・・・・・・	P 8 ～ P 1 0
IV 電力柱等利用広告	・・・・・・・・	P 1 1 ～ P 1 2
V 簡易広告物	・・・・・・・・	P 1 3
VI 特殊装置広告	・・・・・・・・	P 1 4 ～ P 1 5
VII その他の広告物	・・・・・・・・	P 1 6 ～ P 1 7
VIII 適用除外	・・・・・・・・	P 1 8 ～ P 1 9
IX 規制地域の考え方	・・・・・・・・	P 2 0
X 独自の規制地域	・・・・・・・・	P 2 1

I 建植広告（野立て看板）

1 広告板・広告塔

- ① 広告板と広告塔の違い 「広告板」→板状のもの、平面的なもの
 「広告塔」→塔状又は柱状の立体的なもの

② 【一面】とは

ア 片面表示の広告板の場合
 (正面から見た図)

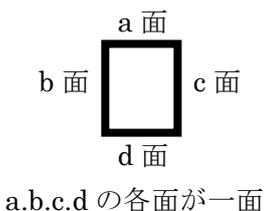


イ 両面表示の広告板の場合
 (側面から見た図)

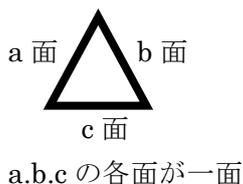


☞ポイント1
 許可手数料は表裏の合計面積でもよい。

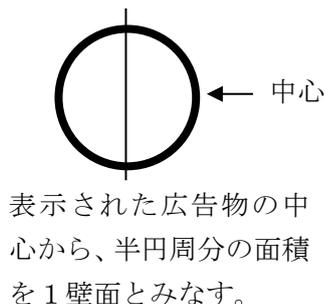
ウ 広告塔で四角柱の場合
 (真上から見た図)



エ 三角柱の場合
 (真上から見た図)



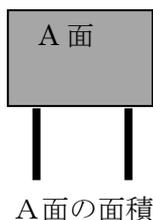
オ 円柱の場合
 (真上から見た図)



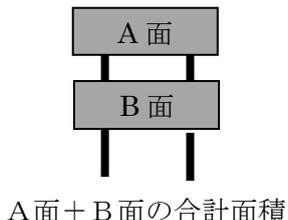
③ 【表示面積】とは

建植広告の場合は板面全体の面積

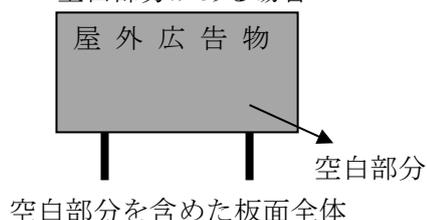
ア 基本型



イ 複数枚ある場合

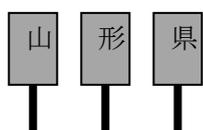


ウ 文字が記入されていない空白部分がある場合



④ 【数枚で1個の広告】とは

ア 複数建植の場合



3枚で1個の広告物

イ 単独建植の場合

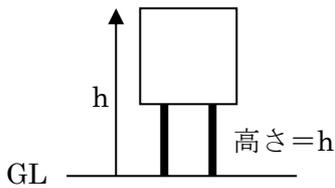


商店名と商品名で1個の広告物

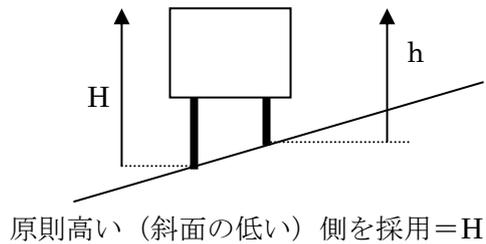
☞ポイント2
 壁面平面広告の場合と取り扱いが違うので、注意すること。

⑤ 【地面から上端までの高さ】とは

ア 平地の場合



イ 斜面の場合

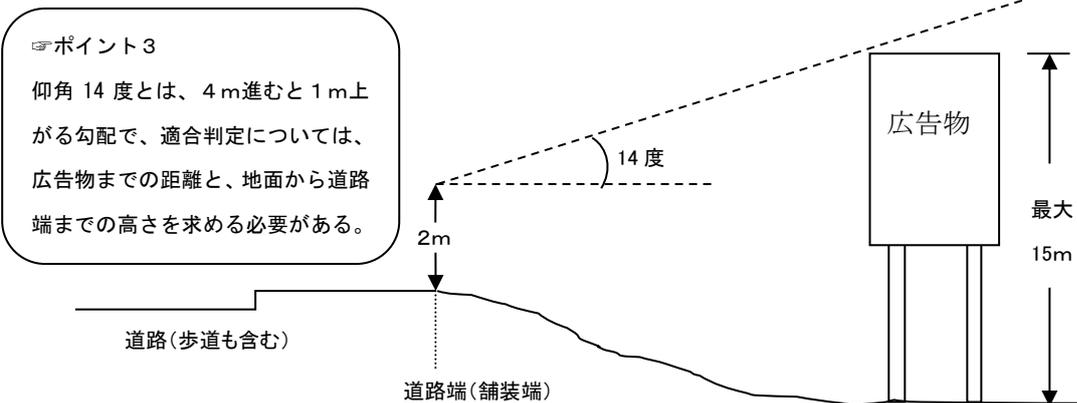


※土盛の取扱い

一般に、地面とはGLを指しているが、土盛を施した場合については、土盛施工後の地表面を地面として取扱う。

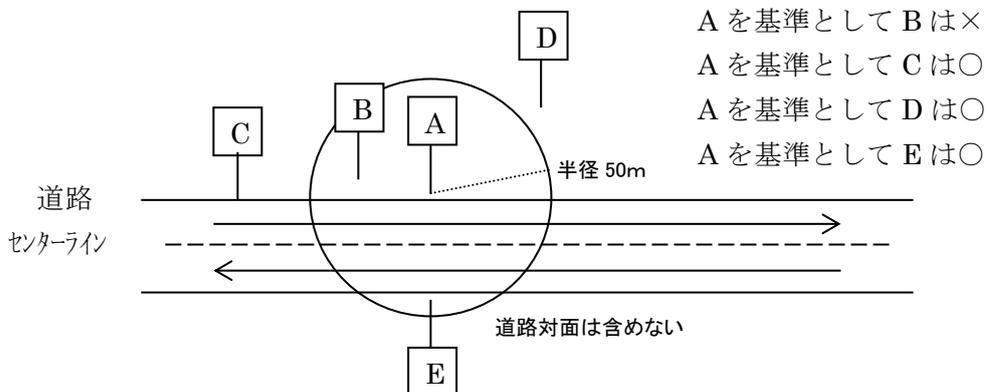
⑥ 【仰角 14 度の範囲内】とは（第 1 種普通規制地域のみ）

- ・道路端 2 m の高さから仰角 14 度の範囲内にあること（国道、県道、広域農道のみ）
- ・条例第 9 条により適用除外となる屋外広告物については対象外



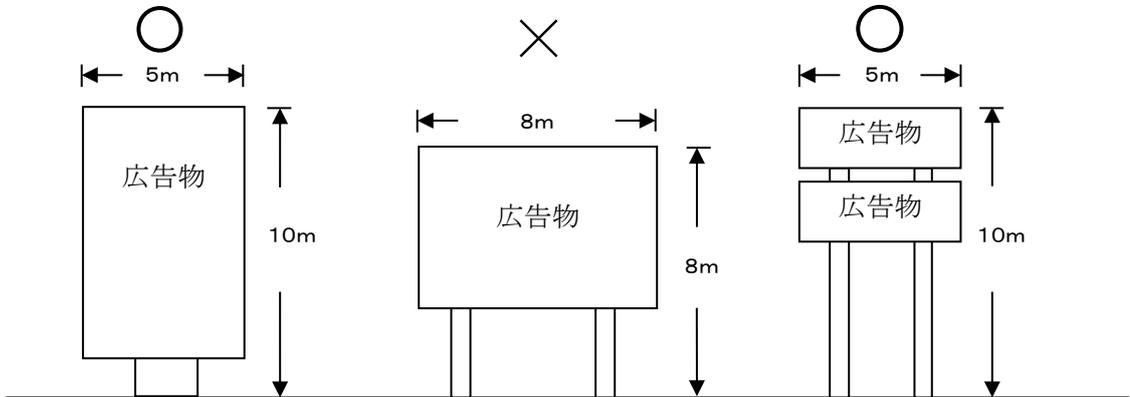
⑦ 【建植広告相互間の距離】とは（第 1 種普通規制地域のみ）

- ・道路の一方の面を基準とした相互間とする（対面のものは含まない）
- ・当該物件を中心とした半径 50m の円内（縦、横、斜め全てとなる）
- ・条例第 9 条により適用除外となる屋外広告物については対象外

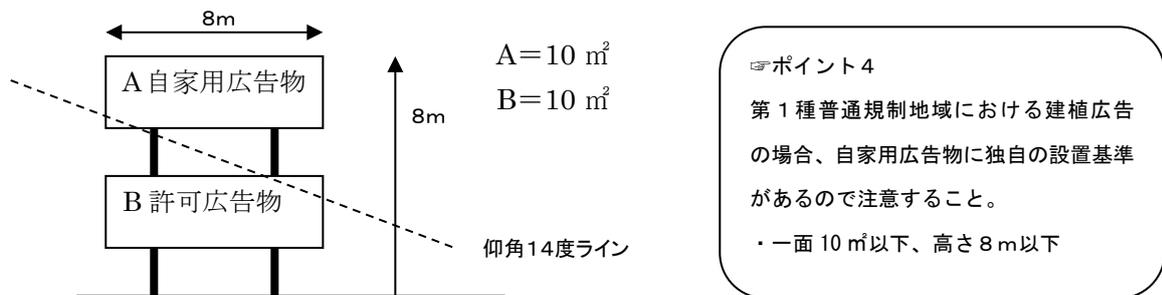


⑧【幅が地面から上端までの高さの2分の1以下】とは（第1種普通規制地域のみ）

- ・ 広告板の寸法ではなく掲出物件も含めた寸法で縦横比率 1/2 以下
- ・ 条例第9条により適用除外となる屋外広告物については対象外



⑨ 自家用広告物と許可広告物の複合（例：第1種普通規制地域の場合）

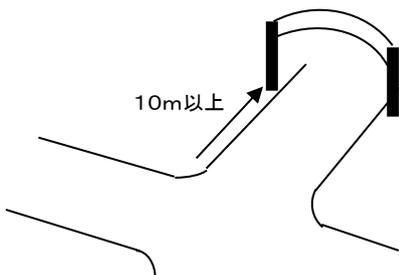
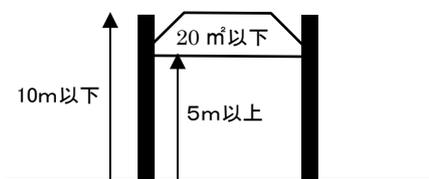


自家用広告物Aのみでは適用除外基準（面積 10 m²、高さ 8m）をクリアしているが、許可広告物Bが複合する場合は、建植広告の全体で許可基準に適合しているか判断すること。

※ 上図の場合、表示面積が 10 m²を超えるため、Aの適用除外は解除され、A、Bはともに掲出不可となる。（仰角 14 度違反、縦横比率 1/2 違反）

※ 建植広告の全体が許可基準に適合している場合、手数料算定面積はBのみの面積となる。

2 アーチ



- ・ 道路占用許可が必要なものに限定。そのため、自己敷地内での自家用広告物の「アーチ」はありえない。その場合、建植広告の基準を採用することになる。
- ・ 信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。この場合の主要な交差点とは、補助幹線道路以上が交差する道路で、交差するそれぞれの道路に案内標識が設置されている交差点をいう。

ポイント5

交差点からの距離とは、①左折導流路、②隅切り、③横断歩道、④停止線のうち最も外側のものから 10m以上離れていること。

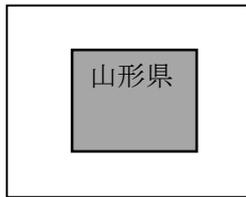
また、道路標識には警戒標識や規制標識も含まれる。

II 壁面利用広告

1 壁面平面広告

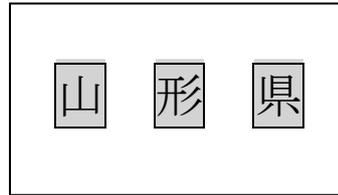
① 【表示面積】とは

ア 板を取付けた場合



板以外に空白部分があっても
板のみの面積となる

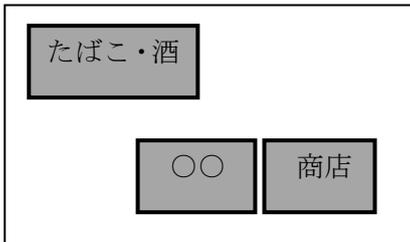
イ 壁に直接塗装の場合



最小限に文字を囲んだ面積の
合計（文字間の空間は除く）

② 壁面平面広告の【一面】と【数枚で1個の広告】とは

※建植広告と相違するので注意



建植広告の場合

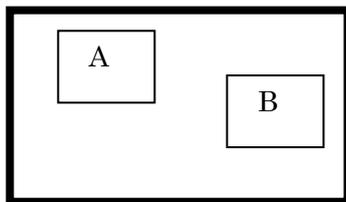
→「商品名」と「商店名」で一面の広告であり、
1個の広告となる。

壁面平面の場合（左図の時）

→「たばこ・酒」で一面（1個）、「〇〇」と
「商店」で一面（1個）の広告となる。

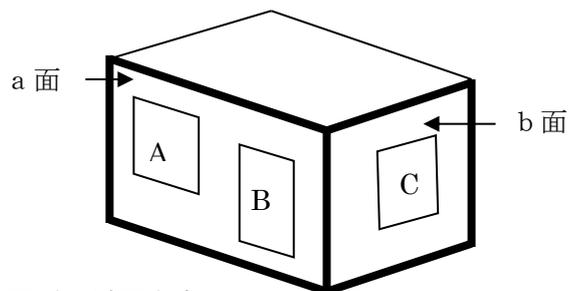
③ 【1壁面につき】とは

ア 1面のみ表示の場合



太枠が1壁面となり、A+Bが
表示面積

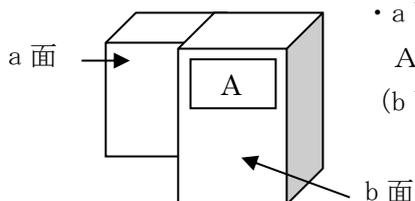
イ 2面に表示がある場合



a面が1壁面となり、
A+Bが表示面積

b面が1壁面となり、
Cが表示面積

ウ 凹凸のある建物でb面にのみ表示された場合



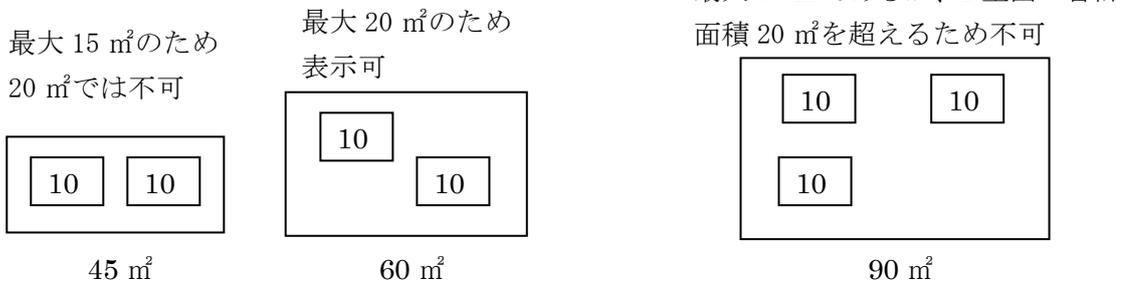
・a面+b面が1壁面となり、
Aが表示面積
(b面だけを1壁面としない)

☞ポイント6

一方向から見える壁面の合計が
1壁面となる。

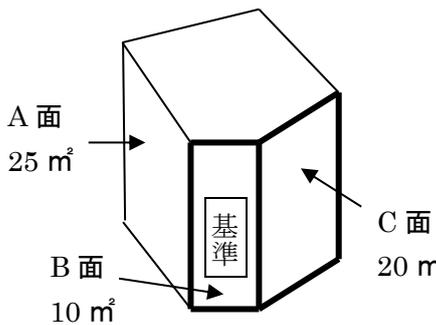
④ 【当該壁面積の3分の1以下】とは

- ・当該壁面積＝1壁面の面積 とする
 - ・表示面積の合計は、1壁面ごとに確認することになる
 - ・特別規制地域は1/3以下制限なし（1壁面の面積制限のみ）
- 1/3以下の具体例（第1種普通規制地域の場合）



⑤ 建物が多角形の場合の考え方

ア 五角形の場合（角切面有り）

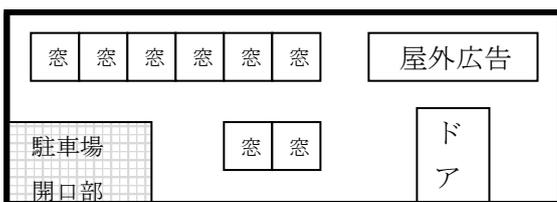


- ・B面を基準とした場合、隣接するA面とC面を比較し、面積が少ない方を隣接壁面の一面とする。
- ・左図の場合、B面+C面を1壁面とする。

イ 円形の場合

p.2「I-1-②-オ」
（建植広告：円柱）と同じ考え方

⑥ 窓、ドア、開口部などの取扱い



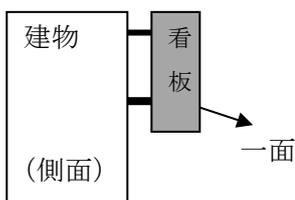
- ・1壁面の面積は、窓や開口部も含み、太枠内の面積となる

2 壁面突出広告（袖看板）

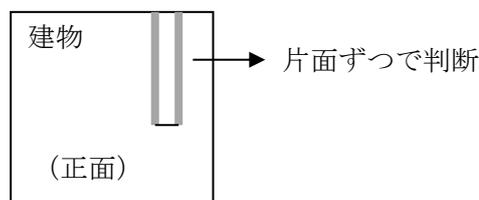
① 【一面】とは

建植広告の一面と同様の扱い

ア 片面表示の場合

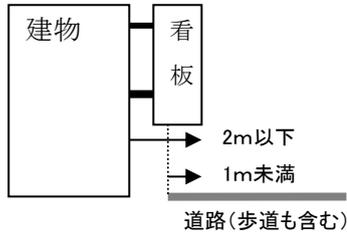


イ 両面表示の場合

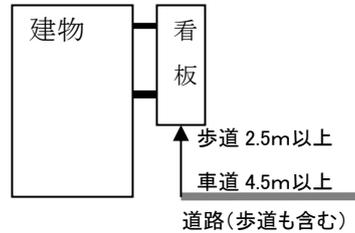


- ② 【壁面からの出幅が2m以下】とは
 - ③ 【道路上に1m以上突出しない】とは
 - ④ 【地面から広告物の下端までの高さ歩道2.5m以上、車道4.5m以上】とは
- ※③と④は、道路占用許可を伴う場合の取り扱いに準じている

ア 壁面からの出幅



イ 建築限界

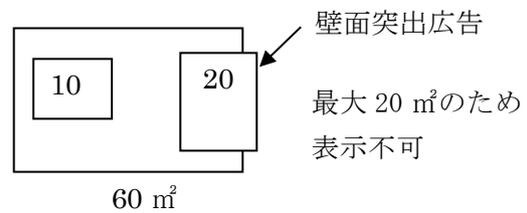


☞ポイント7

道路に突出する場合は、「道路占用」となるため、屋外広告物設置許可のほか道路占用許可が必要。また、歩道、車道に含まれない縁石、側溝等は建築限界の対象にならない。

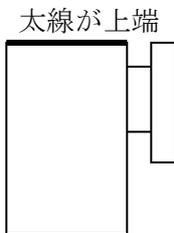
- ⑤ 【表示面積の合計が当該壁面積の3分の1以下】とは
- 1/3以下の具体例（第1種普通規制地域の場合）

・壁面突出広告であっても、同一壁面で別の壁面平面広告の表示があった場合、その合計面積は壁面全体の面積の3分の1以下となる。

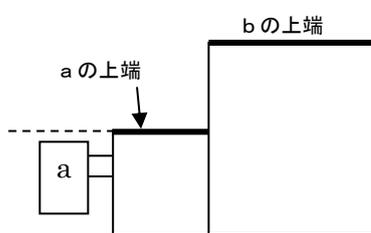


- ⑥ 【壁面上端を超えない】とは

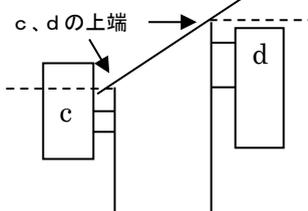
ア 基本型



イ 一部2階建の場合

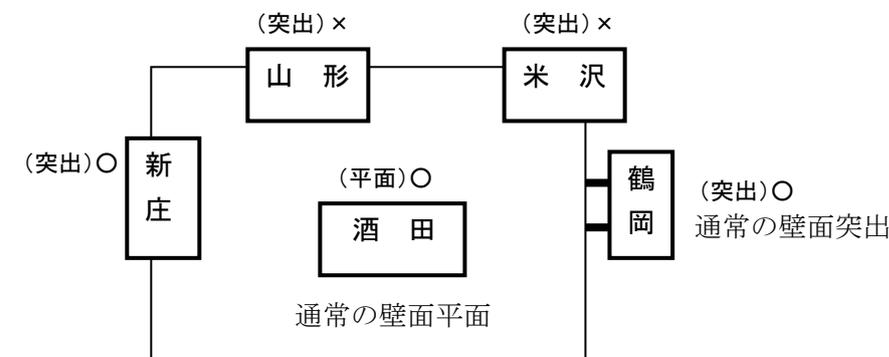


ウ 勾配屋根の場合



※突出看板を取付けた側面上端と比較する。(上図 b、c は違反)

3 壁面平面と壁面突出の区分



☞ポイント8

壁面平面は壁面の中に収まっていることが条件となる。よって、突出(上端以外)する看板は壁面突出広告となる。

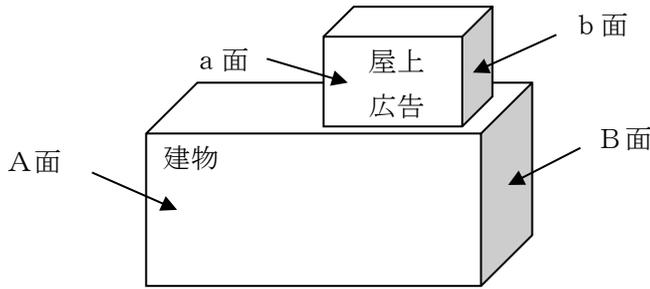
山形 米沢 は「当該広告板の利用に係る壁面上端を突出しないこと」に違反し、表示不可
 新庄 は壁面突出の基準をクリアしていれば表示可

Ⅲ 屋上利用広告（普通規制地域のみ）

1 陸屋根の場合

- ① 【一面】【表示面積】は建植広告と同様の扱い
- ② 【当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積】とは
- ③ 【表示面積の合計】とは
- ④ 【当該建物の壁面積の合計】とは

・標準的な屋上広告の事例（a面とb面に広告表示の場合）



☞ポイント9
特別規制地域では、自家用広告物であっても屋上利用広告は掲出できない。

上記事例での②【当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積】は

→ A面の面積となる（直方体の4面で最大の壁面の面積）

上記事例での③【表示面積の合計】は

→ a面+b面 となる

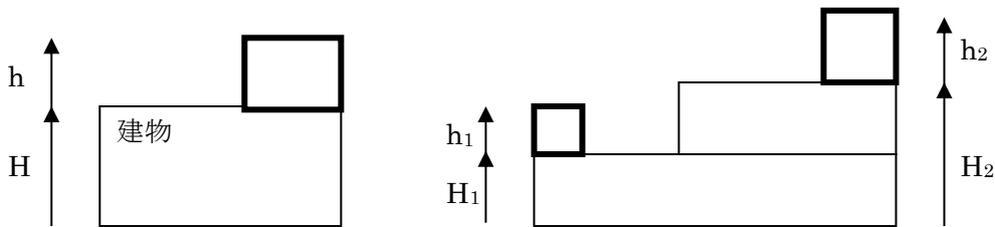
上記事例での④【当該建物の壁面積の合計】は

→ (A面+B面) × 2 となる（直方体の4面の合計）

- ⑤ 【屋上から上端までの高さ】【建物の高さ】とは

ア 基本型

イ 一部2階建

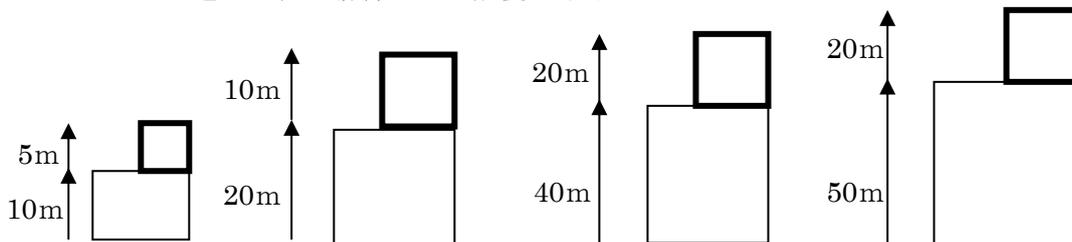


屋上から上端までの高さ = h

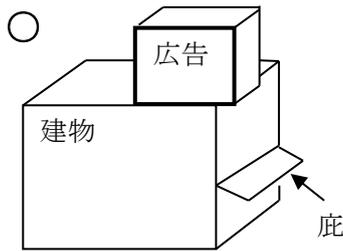
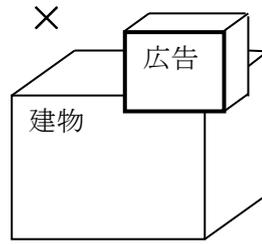
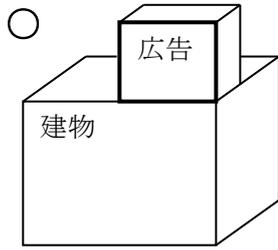
建物の高さ = H となる → 広告物を配置する階の属する高さ

- ⑥ 【高さが20m以下で、建物の高さの1/2以下】とは

※40m超の建物の場合20mが限度となる



- ⑦ 【建物の端から突出しない】とは
 屋上の中に収まっていることが条件、はみ出しは禁止。

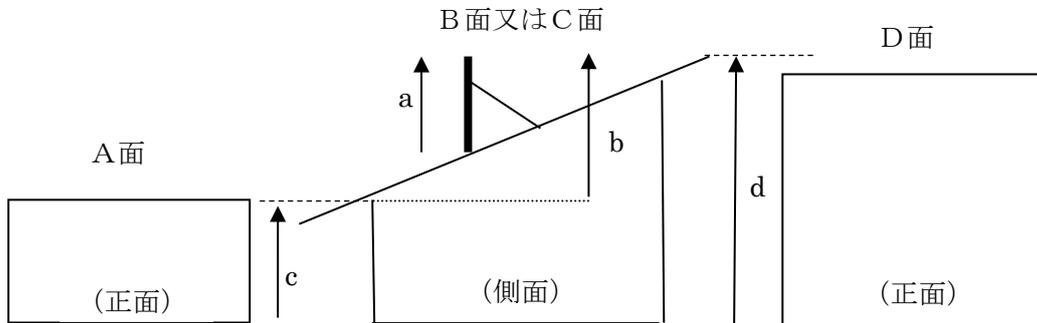


☞ポイント10

建物と一体となって設置された庇等がある場合は、屋上からはみ出しているも庇等からはみ出していなければ○

2 勾配屋根の場合

- ① 【一面】【表示面積】の考え方は p.2 「I-1」(建植広告)と同様
 ② 【当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積】【壁面積の合計】とは
 ③ 【屋上から上端までの高さ】【建物の高さ】とは



上記事例での②【当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積】は

→ D面の面積となる(4面で最大の壁面の面積)

上記事例での②【当該建物の壁面積の合計】は

→ A面+B面+C面+D面 となる

上記事例での③【屋上から上端までの高さ】は

→ 「a」とすること、「b」ではない

※設置した屋根が基点

上記事例での③【建物の高さ】は

→ 「d」とすること、「c」ではない

※広告物を設置する屋根の頂点となる

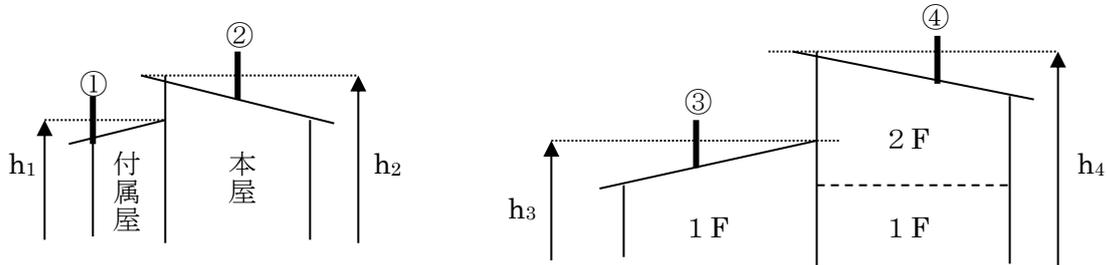
☞ポイント11

勾配屋根に直接広告板を取り付ける場合や直接塗装する場合は、壁面平面広告の基準となる。

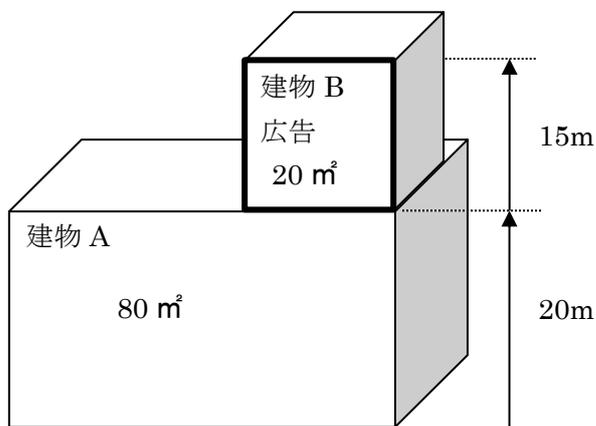
・【建物の高さ】（屋根の頂点までの高さ）の事例

（①～④の屋上利用広告に対し、それぞれ $h_1 \sim h_4$ が屋根の頂点の高さとなる）

ア 平屋だが付属屋、底がある場合 イ 一部2階建の場合



3 壁面利用広告と屋上利用広告の区分（第2種普通規制地域の場合）



広告物を掲出している部分が「建物と一体」になっている場合 → 壁面利用広告
 なっていない場合 → 屋上利用広告

・「建物と一体」とは

建築基準法で「建築物の一部」の取り扱いならば建物と一体 → 壁面利用広告

建築基準法で「工作物」の取り扱いならば建物と一体ではない → 屋上利用広告

・上記の場合

(i) 建物Bが建物Aと一体である場合、壁面利用広告となる。

広告物の表示面積は 20 m^2 なので基準内、1壁面全体に占める合計表示面積の割合も $(20 \text{ m}^2 / 100 \text{ m}^2) = (1/5)$ となり基準内 ($1/3$ 以内) なので表示可。

(ii) 建物Bが工作物である場合、屋上利用広告となる。

広告物の高さは 20m 以下、表示面積の割合は $(20 \text{ m}^2 / 80 \text{ m}^2) = (1/4)$ で基準内だが、建物の高さとの割合が $(15\text{m} / 20\text{m}) = (3/4)$ となり、基準 ($1/2$) を超えるので、表示不可。

☞ポイント12

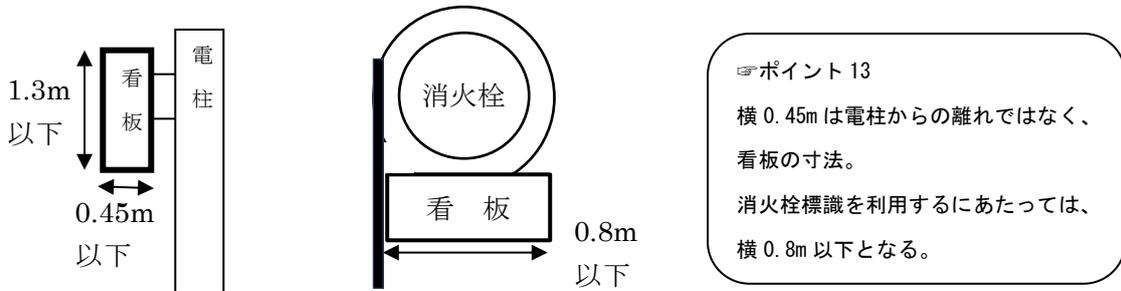
「建物と一体」とは、塔屋内部が施設として利用されている場合や、建物と構造的に一体となっているパラペットなどをいう。

IV 電力柱等利用広告

特別規制地域において、袖看板は掲出禁止、巻付・塗装は「第2種特別規制地域」にのみ掲出可能

1 袖看板（普通規制地域のみ）

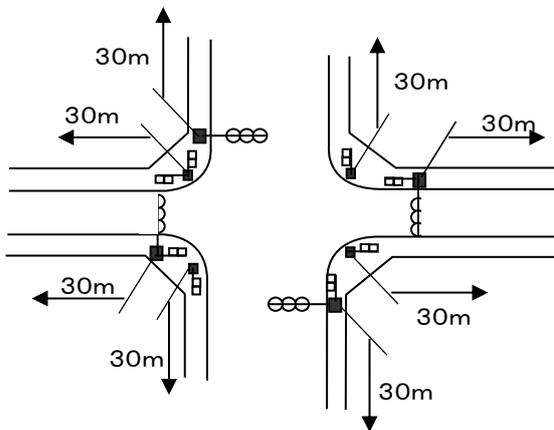
- ① 【縦 1.3m 以下、横 0.45m 以下】は、看板の寸法・設置例



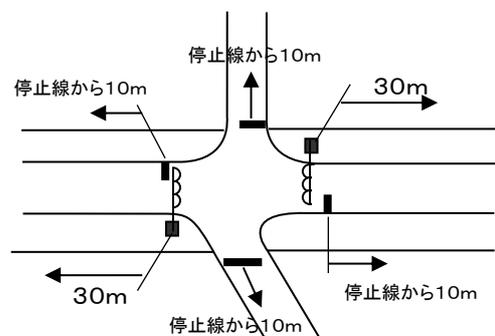
- ② 【下端までの高さ歩道 2.5m 以上、車道 4.5m 以上】は p. 7 「II-2-④-イ」（壁面突出広告）と同様
- ③ 【信号機から 30m 以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m 以上離れていること】は p. 4 「I-2」（アーチ）と同様（次頁の「巻付・塗装広告」、「立看板等」、及び「広告幕・広告旗」も同様）

車両用（片面両面）・歩行者用信号機のいずれからも 30m 以上離れていること。信号機がない場合は主要な交差点から 10m 以上離れていること。

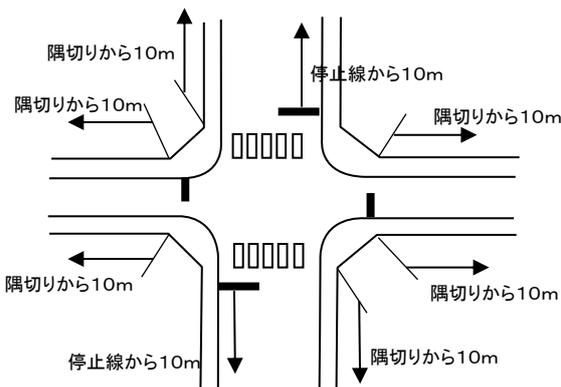
ア 信号機が交差する道路すべてにある場合



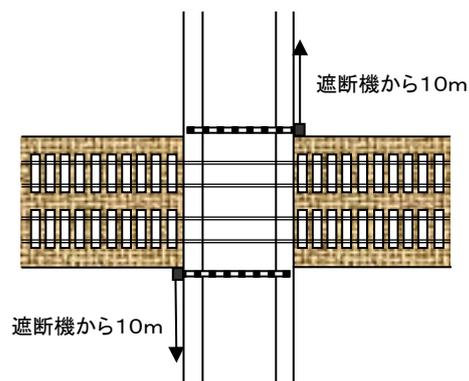
イ 信号機が一方にしかない場合



ウ 信号機がない場合

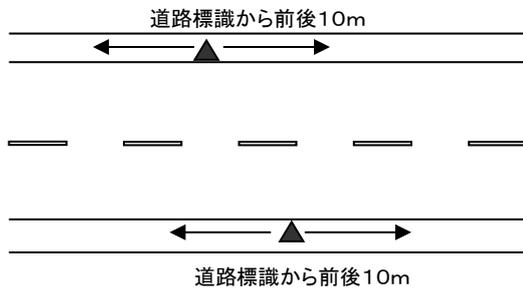


エ 踏切がある場合

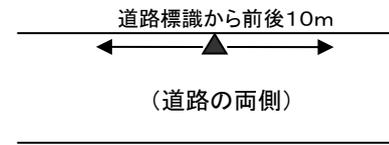


オ 道路標識がある場合

・複数車線の場合



・1車線の場合



☞ポイント 14

③は道路上に設置してある電力柱等が対象。
民地にある電力柱等は対象としない。

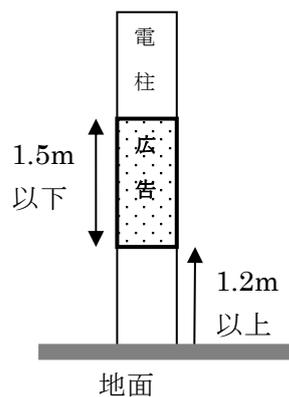
④ 【電力柱等 1 本につき 1 個】とは、片面、両面の両方表示を含む

2 巻付広告、塗装広告（普通規制地域、第 2 種特別規制地域）

① 【長さ 1.5m 以下】とは

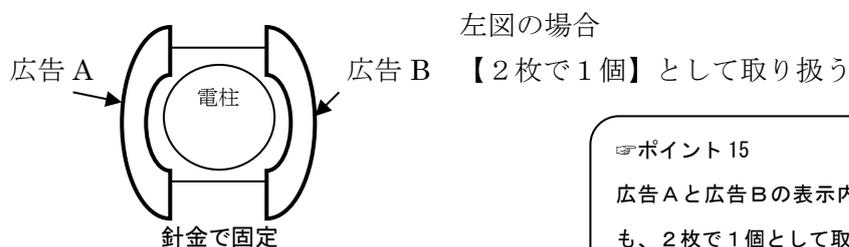
② 【地面から広告物の下端までの高さ 1.2m 以上】とは

・設置例



③ 【巻付の 1 個】とは

電柱の断面図



☞ポイント 15

広告 A と広告 B の表示内容が異なる場合でも、2 枚で 1 個として取り扱う。

④ 【電力柱等 1 本につき巻付広告又は塗装広告のいずれか 1 個】とは

袖看板も含め掲出方法は 5 パターンのみ

ア 袖看板のみ イ 巻付のみ ウ 塗装のみ エ 袖看板+巻付 オ 袖看板+塗装

V 簡易広告物

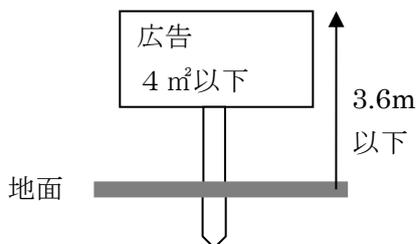
1 はり紙・はり札等

【同一場所に同一内容のものを連続して表示しない】とは
同一壁面に同一の大きさのものが縦横に、ほぼ隙間なく並べて表示するのは不可

2 立看板等

①建植広告と立看板等の違い

容易に引き抜けるなら → 立看板等
容易に引き抜けないなら → 建植広告



☞ポイント16

立看板等とは、容易に移動させることができる状態で立てられているものをいう。
ただし、倒れないような措置が必要。

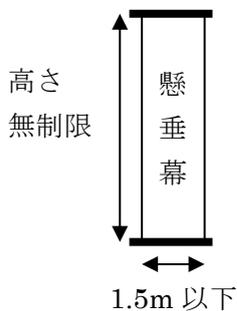
②【一面】とは

p.2「I-1」(建植広告)と同様

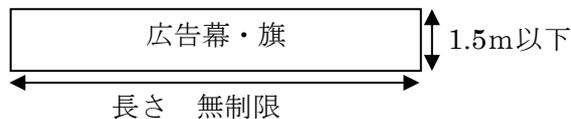
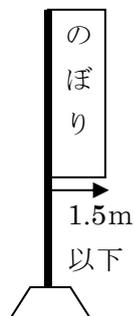
3 広告幕・広告旗

※横幅、縦幅どちらでも可の扱い

・一般的な広告幕



・一般的な広告旗



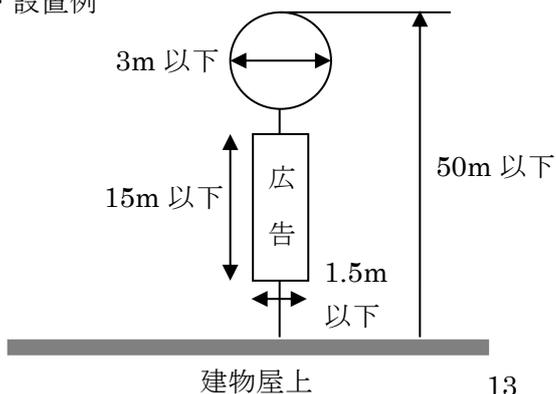
☞ポイント17

【幅】のみの制限のため、【長さ】【高さ】に制限はない。

4 アドバルーン

特別規制地域については「第2種特別規制地域」にのみ掲出可能、「第1種特別規制地域」は掲出禁止

・設置例



VI 特殊装置広告

1 特殊装置広告の基準

特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等の光源の点滅または動きによる表示が可能なものを指し、蛍光灯等の他の光源を使用した内照式及び投光器を用いたものは、単なる光源なので特殊装置にはあたらない。

ただし、ネオンサイン及び電子看板（デジタルサイネージ）は、光源の点滅または動きによる表示の可否に関わらず、特殊装置広告と取扱う。

また、特殊装置広告の設置の際は、信号機等の視認を阻害しないよう設置位置に注意が必要。

① 建植広告（広告板・広告塔）の特殊装置広告（※数枚で1個の表示面積となっている場合は、その合計面積）

	特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種
一般 広告物	掲出禁止		許可基準適合なら許可により掲出可		
			高さ15m以下・仰角14度・ 縦横比率・相互間距離	高さ10m以下 一面20㎡以下	高さ15m以下 一面30㎡以下
自家用 広告物	規則別表第4の適用除外基準適合なら掲出可（不適合の場合は、「一般広告物」となる）				
	高さ3m、 一面3㎡ 以下	高さ5m、一面5㎡以下			

② 壁面利用広告の特殊装置広告 → ①と同様 面積要件のみとして考える

③ 屋上利用広告の特殊装置広告

	特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種
一般 広告物 ・ 自家用 広告物	掲出禁止		許可基準適合なら許可により掲出可		
			壁面積1/5以下 建物の高さ1/2以下	壁面積1/4以下 建物高1/2以下	壁面積1/3以下 建物高1/2以下

☞ポイント18

屋上利用広告に特殊装置広告を使用する場合は、自家用広告物であっても、許可を受ける必要がある。

☞ポイント19

電力柱等利用広告（袖看板）の特殊装置広告については、標準の許可基準に適合（手数料は特殊装置広告）

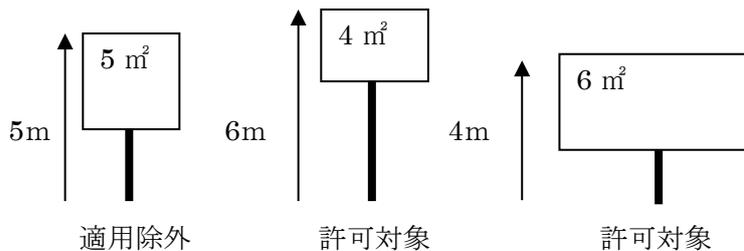
④ LED等を利用した映像広告を表示する場合、下表の面積制限が加わる

	特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種
建植広告	通常の面積規制		一面10㎡以下	一面15㎡以下	一面20㎡以下
壁面平面広告					
壁面突出広告					
屋上利用広告	設置不可		一面20㎡以下		

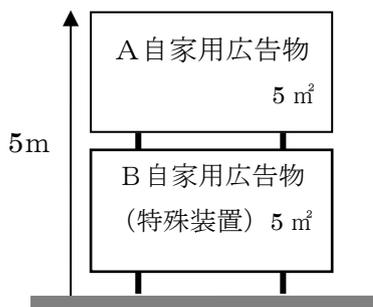
2 建植広告の自家用特殊装置広告の考え方（第1種普通規制地域の場合）

① 特殊装置単独の事例

※ 高さ又は表示面積が第2種特別規制地域の適用除外基準を超える場合、許可対象となり、規則別表3（1）～（4）に適合する必要がある。

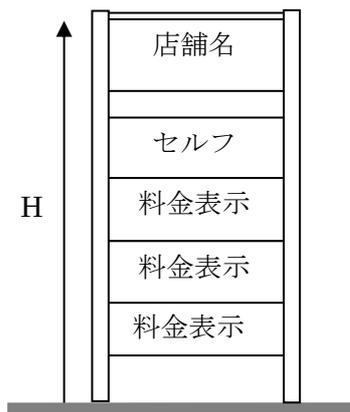


② 特殊装置と特殊装置以外の複合の事例



- (1) 全体が適用除外基準に適合しているか確認
(全体の高さ8m以下、A+Bが10 m²以下)
 - (2) 特殊装置広告が適用除外基準に適合しているか確認
(全体の高さ5m以下、Bが5 m²以下)
- (※) (1)、(2)の両方に適合していれば適用除外。

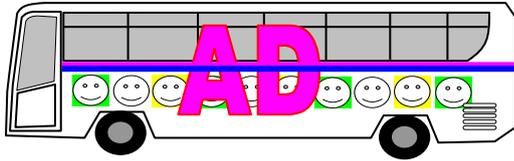
(例) ガソリンスタンドの料金表示に特殊装置を使用している場合



- (1) $H \leq 5$ mの場合
 - ・ 上記②の面積要件に適合する場合は適用除外
 - (※) 「セルフ」の表示は、法令に基づき表示されるものとして適用除外となり、表示面積には算入しない。
- (2) $5 < H$ の場合
 - ・ 特殊装置広告の適用除外基準に適合しないため、許可対象。
 - ・ 許可基準は規則別表第3（1）～（4）となる。

Ⅶ その他の広告物

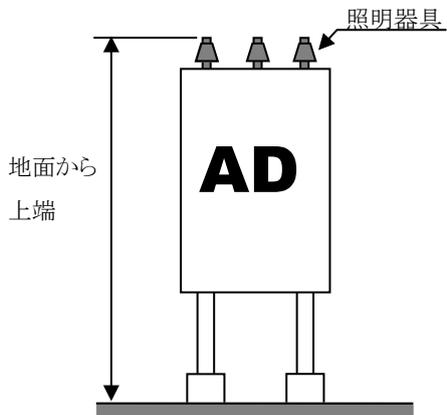
1 路線バスなどに表示する車体利用広告(ラッピング)について



- ・山形県では、条例第9条第3項第3号により、車両（バス、鉄道）の規制は適用除外している。
- ・ただし、他県では条例により適用除外されない場合があるため、他県にラッピングバスで移動する場合は、当該自治体に対応を問い合わせる必要がある。

2 照明器具付き広告物について

・建植広告の場合

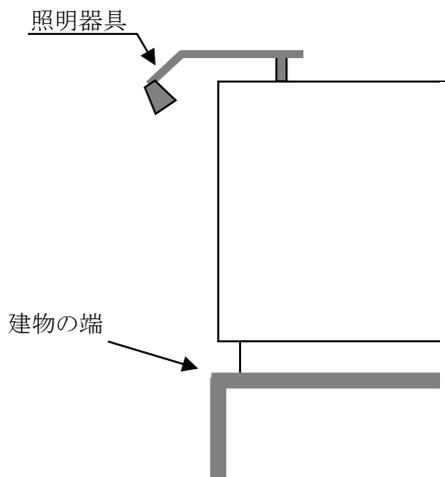


- ・照明施設は、屋外広告物の一部として、一体のものと判断できることから、屋外広告物とみなす。
- ・ただし、屋外広告物とは明らかに別の物として設置している場合は、一体とはみなし難いことから、単に照明施設として屋外広告物には含めない。

☞ポイント20

照明器具は面積を考慮しない。高さ、出幅の基準のみ。

・屋上利用広告の場合

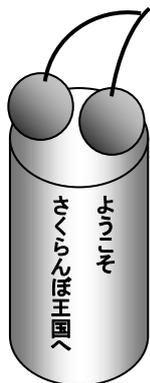


- ・建植広告と同様の考え方になり、屋外広告物とした場合、屋上利用広告の基準である「建物の端からはみ出さない」ことが設置の条件となるが、屋上利用広告の構造によっては照明器具が物理的に建物の端から突出しないと広告物を照らすことができない場合があるので、その際の出幅は2m以下にすること。
- ・ただし、公衆に対する危害の防止の観点から、道路へは突出しないようにすべきである。

☞ポイント21

出幅2m以下については、壁面突出広告の基準による。

3 モニュメントの取扱いについて

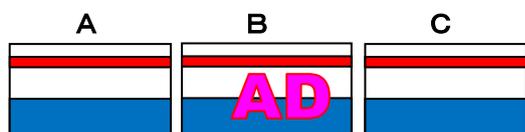


上記のように、特定のものをPRする目的でモニュメントに文字等を表示した場合は、屋外広告物となる。

この場合の表示面積の考え方は、壁面利用広告と同様。

- ・モニュメントとは、記念碑、記念建造物等のことであり、ある事件を記念して建てた石碑や地域の象徴的なものを表現した建造物等を含む。
- ・モニュメントに一般広告を併用したものは屋外広告物とみなすが、以下については屋外広告物に含めないものとして取り扱う。
 - ア 県及び市町村が設置したモニュメントで、当該行政区域内に位置し、かつ県及び市町村名、地域名のみを表示している場合。
 - イ 地域の象徴的なものを表現したモニュメントで、当該モニュメントが表現している特産物等の名称のみを表示している場合。

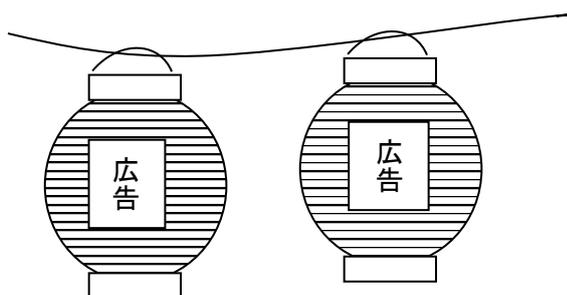
4 コーポレートカラーの取扱いについて



A、B、Cはそれぞれ分離しており、一体とはみなせないなので、この場合、Bのみを屋外広告物として取り扱う。

- ・一般に、一定の観念、イメージ等を伝達する目的で表示されているものは屋外広告物に該当するが、企業のコーポレートカラーについては、以下のように取り扱う。
 - ア 文字又は絵と一体となって表示されており、背景となる色が、その企業がイメージカラーとして広く使用していると認められ、かつ見た人のほとんどが当該企業をイメージできる場合に限り、コーポレートカラーと判断して屋外広告物とみなす。
 - イ コーポレートカラーと判断できても、文字を含む部分が、含まない部分と構造的に分離していれば、文字を含まない部分は屋外広告物とはみなさない。

5 文字の入った提灯について



- ・提灯については表面に文字又は絵などが表示されることで、屋外広告物（掛看板）として取扱うことになる。
- ・なお、掛看板の分類としては、容易に移動させることができる状態で、工作物等に立てかけられている立看板その他これに類する広告物となり、立看板等として取扱う。

Ⅷ 適用除外

1 法令の規定により表示し、又は設置するもの（条例第9条第1項第1号）

例：道路法及び道路交通法に基づく道路標識、道路運送法に基づくバス停留所 など。

2 国等の考え方（条例第9条第1項第2号、規則第9条第2項）

国等とは、国又は法人税法の別表第1に掲げる法人。ただし、認可保育所と、街路灯柱の広告幕等に関し、商工会議所、商工会及び商店街を「国等」と同様の扱いとしている。

規則では、表示面積が1面2㎡以下で、総面積4㎡以下を適用除外としており、国等が掲出する案内図板については、特定の施設の敷地又は区域内の表示であれば、最大5㎡まで適用除外となる。なお、これを超える面積の広告物を設置する場合は届出（普通規制地域）が必要となる。

3 自家用広告物（条例第9条第1項第4号、規則第9条第3項）

自己の住宅、店舗、事業所、又は営業所に表示し、又は設置するもので、次の要件さえ合致していれば、当該広告物等の設置費用の負担者が何者であるかは問わない。

なお、自家用広告物は、適用除外基準（規則別表第3又は別表第4）に適合する必要がある。

① 自己の氏名、店名、屋号、商標、事業又は営業内容を表示したもの

事業又は営業内容の表示は、実際に取扱っているもので、一般的に、酒、電化製品という程度の名称でも、具体的に酒や電化製剤の商品名でもよい。

② 自己の住所、居所、事務所又は営業所の敷地外に突出しないもの

自己の営業所等の敷地とは、単に所有権を有する土地の意ではなく、現に営業の用に供している土地の区域（近い将来において営業所等を建設する予定の土地も含む）

4 一時的又は仮設的なもの（条例第9条第1項第5号、規則第9条第4項）

① 規則第9条第4項第1号の会議等に関するものは、次の要件の全てを満たさなければならない。

ア 営利を目的としないものであること

営利を目的としないものであるかどうかは、単に入場料を徴収するか否か等によって判断することなく、実質的に収益事業であるかどうかによって判断される。例えば、柔道連盟等のアマチュア団体が大会を催すにあたり入場料を徴収する場合でも、これによって当該大会の運営費を捻出する程度のものであれば、営利を目的としないとみなすものである。

イ 会議、催し物、生徒募集等に関するもの又は政党、労働組合等が掲出するものであること
労働組合等が掲出するものには、住民運動の一環として表示するものも含む。

ウ 掲出期間が30日以内であること

掲出期間が30日を経過すれば、その経過した時から一時的又は仮設的な広告物とはならず、条例の適用除外は受けないものとなる。

② 規則第9条第4項第2号の地方の年中行事としてするもの

式典、祭典、法要その他地方の年中行事にするものと、慣例上の行事として一般に認められるものがある。地方の年中行事には、町内全店が同一時期に行う大売出し、例えば、年末年始の大売出し等は含まれるが、特定の商店のみの大売出しは含まれない。

慣例上の行事として一般に認められるものについては、その地方によって異なるので、その判断は具体的事案について行うものである。

5 管理用広告物（条例第9条第2項及び第3項第1号、規則第9条第2項）

管理上の必要に基づき表示するものとは、例えば、橋梁であれば「橋梁名」、駐車場やガスタンクであれば「管理者名」、送電塔であれば「関係者以外立ち入り禁止」、煙突であれば「登るな危険」など、自己の管理する土地及び物件（禁止物件を含む）について、管理上、名称や管理者名を明確にしておく必要がある場合や、公衆に対する危害の防止を目的とした表示などをいう。

なお、管理者名や注意喚起などの直接的な管理を示す表示以外であっても、管理者が必要との判断で表示または設置するもので、その土地及び物件が果たす目的に合致するものであれば管理用広告物に含む。

また、規則で定める基準（一面2㎡）を超える表示については、普通規制地域にあつては許可基準に適合したうえで許可又は届出により表示することができる。

6 特別規制地域の道標、案内図板等（条例第9条第4項、規則第9条第5項）

道標、案内図板等は、施設名及び施設の位置、方向又は施設までの距離のみを表示するもの。

施設名についてはロゴマークなどのアイコン表示のほか、営業業種に係る表示（施設名を補完するものに限る）を認めるが、電話番号については認められない。

当該施設から5km以内とは、半径ではなく道程5km。また、3を限度とは、5km以内の対象となる全ての道路に対しての数。1路線ごとではない。

7 適用除外規定の解除（条例第9条第5項）

適用除外とされる広告物に、併用して適用除外規定に該当しない広告物を表示した時は、適用除外の適用にならない。（ただし、適用除外が国等の場合はこの限りではない。）

この場合の併用とは、1つの広告物に異なる広告物を表示した場合を指し、広告板の表裏の表示や、1つの掲出物件に分離された広告物の表示というケースについては、併用とみなさない。

☞ポイント 22

1～6に関わらず、はり紙を電力柱等に掲出することはできない。

☞ポイント 23

適用除外とされた広告物であっても、条例第11条の禁止広告物に該当した場合は、適用除外が解除になる。

Ⅸ 規制地域の考え方

規制地域については、規制の強弱とは別に用途地域などの規制地域の内容によって適用順位が変わる。

1位 第1種特別規制地域

- ① 風致地区
- ② 文化財保護法による重要文化財（慈恩寺本堂、黄金堂、羽黒山五重塔）の周囲50m以内の地域
- ③ 文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物に指定され、又は仮指定された地域
※「屋外広告物しおり」P3～P4に指定一覧
- ④ 森林法による保安林として指定された森林のある区域
- ⑤ 都市公園法により指定された都市公園の区域
- ⑥ 河川、湖沼、海浜等で知事が指定する区域（未指定）
- ⑦ 古墳、墓地及び火葬場

☞ポイント24

重要文化的景観は、文化財保護法により指定されるものであるが、特に特別規制地域の対象としていない。

2位 第2種特別規制地域のうち

自然公園法による国立公園、国定公園、山形県立自然公園の普通地域の区域（知事が指定する区域（鶴岡市湯野浜、温海、鼠ヶ関）を除く）

3位 用途地域

- ① 第2種特別規制地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域）
- ② 第2種普通規制地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域）
- ③ 第3種普通規制地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）

4位 第2種特別規制地域のうち

- ① 高速道路及び自動車専用道路の両側500m以内の展望できる範囲の地域
- ② 県境、空港入口及びIC（いらかわIC及び三瀬ICを除く）から3km以内の一般国道及び県道の両側500m以内の展望できる範囲の地域
- ③ その他指定された道路の両側500m以内の展望できる範囲の地域
※「屋外広告物のしおり」P1～P2に指定路線

☞ポイント25

「展望できる範囲の地域」とは、道路等からの視認を遮る山などが無く、自然の立地条件で広告物の存在が視認できる範囲

5位 第1種普通規制地域

道路等及び道路等から展望できる範囲の地域で知事が指定する区域（指定区域：一般国道、県道、広域農道の両側500m以内）

6位 第2種特別規制地域のうち

- ① 県内の鉄道全線及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域
- ② その他知事が指定する区域（都市計画決定された高速道路の両側500m以内）
※「屋外広告物のしおり」P2に指定路線

X 独自の規制地域

屋外広告物の規制については、基本的に2種類の特別規制地域と3種類の普通規制地域にて、表示若しくは設置の基準及び適用除外基準を設けているが、これらによらず独自の設置基準を設定している場合がある。

1 広告景観モデル地区（条例第17条の2第1項）

良好な景観の形成を図るため、地域の特性に応じた広告物又は掲出物件についての規制又は誘導を行うことが特に必要と認める区域を、広告景観モデル地区として指定している場合がある。

広告景観モデル地区では、県条例の設置基準によらず、独自に広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（広告物美観維持基準等）が定められており、例えば、本来は第3種普通規制地域の規制となる地区を、第1種普通規制地域の規制と同等の規制基準としている地区がある。

《参考：県内の広告景観モデル地区》

広告景観モデル地区の名称	指定地区
まほろば通り広告景観モデル地区	高島町大字高島字川辺外
美咲町・シンボルロード広告景観モデル地区	鶴岡市美咲町の一部
黒獅子の郷広告景観モデル地区	長井市本町及び栄町の一部

2 地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号）

都市計画法では、一定の地区の特性に応じて良好な街並みを形成するため、建築物等に対して独自に規制する地区計画制度があり、山形県内の地区計画では、屋外広告物にも設置基準などを定めている場合がある。

《参考：地区計画の指定地区》（※山形市を除く）

市町村名	地区計画の指定地区（屋外広告物を規制しているもの）
上山市	金生地区、蔵王みはらしの丘地区
天童市	天童駅西地区、天童北部地区、南小畑地区、天童南部地区、北目地区、老野森地区、天童温泉南地区、天童くのもと地区、天童ひがしはら地区、乱川山神地区、成生金谷地区、芳賀地区、一日町四丁目地区
山辺町	嶋ノ前地区、近江南地区
寒河江市	寒河江駅前地区、東部地区
東根市	一本木地区、一本木南地区、神町北部地区
鶴岡市	伊勢横内地区、茅原地区、南部地区、大山向町地区、西部地区、遠賀原地区、北部地区、小真木原地区、茅原北地区
酒田市	大多新田地区、大町地区、大宮地区、亀ヶ崎南部地区、古荒新田地区 酒井新田地区
遊佐町	上藤崎地区、青塚地区、服部輿野地区、茂り松地区
その他市町村	駅西地区（村山市）、中川原東地区（中山町）、ひな市通り東地区（河北町）、大石田駅前地区（大石田町）、鮎貝地区（白鷹町）